

（方向指示器）

第63条の2 原動機付自転車には、方向指示器を備えなければならない。

- 2 方向指示器は、原動機付自転車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。
- 4 方向指示器を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、その間、当該方向指示器については前2項の基準は適用しない。